

# 福岡県公報

平成二十一年七月八日  
第二千九百八十八号  
増刊 ①

## 目次

規則(第三十七号)

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規

則  
告 示(第千二百二十五号) (都市計画課) ……

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

(選挙管理委員会) (林業振興課) ……

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定に関する告示の一部

改正 (市町村支援課) ……

## 規則

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年七月八日

福岡県規則第三十七号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則の一部を改正する規則

福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則(昭和四十九年福岡県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十五号八及び第十六号二、第六十二条の三第四項第十五号八及び第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第十五号二、第六十二条の三第四項第十四号八及び第十五号二」に改める。

第二条中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を

「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改める。  
第十六条第一項中「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

福岡県告示第千二百二十五号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)の一部を次のように改正する。

別表一事業主体の欄中「特定間伐帯促進計画」の次に「(以下、「特定間伐帯促進計画」という。))」を加え、同表事業の規模の欄中、「森林法施行令」を「及び森林法施行令」に改め、「及び間伐帯促進法」に指定する特定間伐帯促進計画に基づき間伐等を実施する時」を削ぎ、「0.5ヘクタール」の次に「(特定間伐帯促進計画に基づき間伐等を実施する場合は0.1ヘクタール)以上、特定間伐帯促進計画に基づき間伐等を実施する時が、無兼用林の場合には0.1ヘクタール」を加える。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成二十一年度の補助金から適用する。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

一 病院 田川市の項中

医療法人和光会一本松病院

〃 大字夏吉一四二番地

を

医療法人和光会一本松すずかけ病院

〃 大字夏吉一四二番地

に改め、

一 病院 京都郡の項中

医療法人社団陽明会御所病院

〃 〃 勝山松田一一三三番地

を

特定・特別医療法人陽明会御所病院

〃 〃 勝山松田一一三三番地

に、

老人保健施設アデリーヌみやこ

〃 〃 豊津台ヶ原二二八番地

を

老人保健施設アデリーヌみやこ

〃 〃 豊津台ヶ原二二八番地

介護老人保健施設御所

〃 〃 勝山松田一一三三番地

に

改める。